

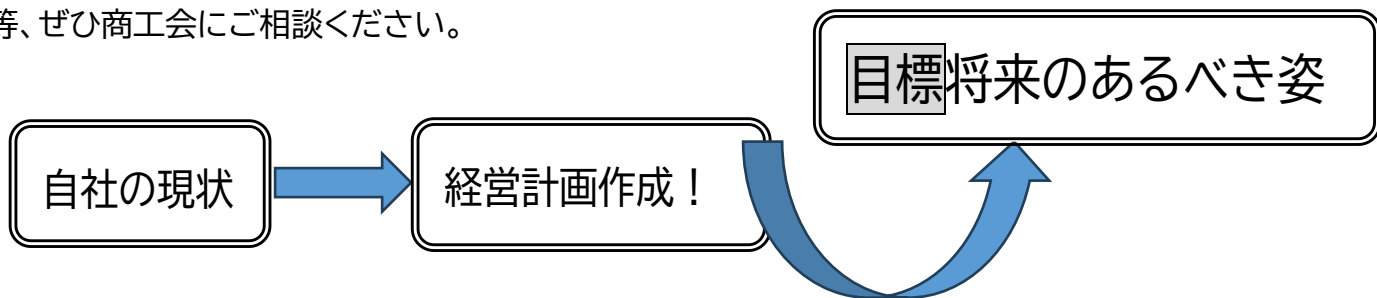
経営革新計画承認企業紹介

経営革新計画とは、中小企業が「新事業活動」に取り組み、経営の向上を図るための計画で、岩手県知事の承認を受ける制度です。承認されると、①低利融資、②信用保証の特例、③補助金の加点、④販路開拓などの支援が受けられます。また、岩手県では、独自の経営革新計画承認企業の取り組みを支援する補助金もあります(概要は下段の別枠をご覧ください)。

令和7年度に経営革新計画の承認を受けた会員企業を紹介します。

事業所名	テーマ	承認日
合同会社 高砂	老舗食堂の伝統を活かしたブランド革新と新商品展開	令和7年12月19日
株式会社 K.S.P	地域資源を活用した革新的な薬草酒製品開発と付加価値創出事業	令和8年2月16日
SUGOSU HITOTOKI	『食と体験』でつなぐ『めぐる HITOTOKI ブランド』の構築	令和8年2月16日
株式会社 六原	製造機能を活用した自社製品開発による川上一体型経営への転換と第4の事業(製品開発部門)の確立	令和8年2月16日
六原電業 株式会社	地域の暮らしと施設を支える「スマート電気設備サービス」の確立による新市場の開拓	令和8年2月16日

商工会では、経営革新計画に取り組む企業の支援をしております。商工会と一緒に、新たな事業活動に取り組んでみませんか？自社の強みや課題を整理したい、これからやってみたい取り組みがある等、ぜひ商工会にご相談ください。



岩手県 中小企業等賃上げ環境整備緊急支援事業費補助金(通常枠)

～経営革新計画の承認が補助対象要件です～

経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組む県内の中小企業・小規模事業者の新たな設備投資、人材育成及び販路開拓に要する経費に対し、補助金を交付します。補助額最大 200 万円(補助率 2/3)。

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金

岩手県では、60円以上(1時間当たり)の賃上げを行った中小企業等を対象に従業員1人あたり6万円〔上限50人分〕を支給します。

【支援金の支給額】 従業員1人あたり6万円、上限50人分(1事業所当たり最大400万円)

【支給対象者】 県内に事業所を有する中小企業等

【支給要件】 ①賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
(賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む)

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。

※非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

(ア)対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。

(イ)最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

(ウ)引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

④その他

申請時点において、事務所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っていること。

【県全体の支給上限】 県全体で25億4,000万円を上限とし上限に達し次第終了。

※上限に達しない場合でも、令和8年11月13日(金)で受付終了。

詳細は、物価高騰対策賃上げ支援事業事務局にお問い合わせ、または、商工会までご相談ください。

【物価高騰対策賃上げ支援事業事務局】

Tel: 019-601-7165(受付時間/9:00~17:00)

Mail: info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

小規模事業者持続化補助金〈一般型 通常枠〉第19回 / 〈創業型〉第3回

事業計画を策定し、採択を受けることにより、販路開拓等の取組経費の一部を補助する補助金です。
〈一般型 通常枠〉

○補助上限:50万円

※インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ

○補助率:2/3(賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)

○対象経費:機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

○申請受付締切:2026年4月30日(木)17:00

〈創業型〉

○補助上限:200万円 ※インボイス特例対象事業者は、上記金額に50万円の上乗せ

○補助率:2/3

○対象経費・○申請受付締切 〈一般型 通常枠〉と同じ

詳細は下記HPをご覧ください。

一般型:https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/shinsei.html

創業型:<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/oubo.php>

現在

公募中!